

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

「要注カード」で核心ズバリ

過去の教訓から類似災害防止へ

東鉄工業

特集Ⅱ

安全教育の必要性を再確認

覚えやすい作業標準作成を

檜浦 徳行

ニュース

長距離の「拘束時間超え」4割

厚労省・国交省 トラック運転者を調査

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2254

2016

3 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
熊谷社会保険労務士事務所
所長 熊谷 祐子

訪問看護師が利用者に金属バットで殴られる

■ 災害のあらまし ■

訪問看護師Aが、認知症の男性利用者いきなり金属バットで頭部を殴られて負傷した。検査の結果、頭部と左肩の打撲で3週間の加療と労務不能と診断された。

Aは、事業所の所長（管理者）としての立場にあり、通常は管理者としての業務のみに従事していた。この日は、在宅でリハビリの必要がある認知症男性の担当者をしている訪問看護師Bが風邪をひき休んでいたために、管理者でもあるAが代行訪問した際に起こった事故である。

認知症男性が、なぜ殴ったのか理由は不明ではあるが、男性の部屋に入った際に急に殴られてしまった。幸い、Aの意識はあり自分で病院へ向かった。その場にいたAの妻は慌てて救急車を呼ぼうとしたが、大したことはないというAの判断で救急車は呼ばなかった。金属バットは遊びに来ていた中学生の孫が持ってきていたもので置きっぱなしにしていた。

当日、男性宅には妻も居合わせていたことから、事故発生直後の現認は妻からの事業所への通報による。頭と左肩打撲により車の運転が困難と思われ、妻が事業所へ連絡を取った。

Aは、事故当日の午後からと翌日は休みを取ったが、翌々日は重要な会議や面接があるからと出勤していた。それから数日間は何とか管理者業務を行っていたが、痛みが続き仕事にならないため、管理者を一時的に交替し休職に入った。

■ 判断 ■

認知症を抱える男性利用者による行為は、本人に当時判断能力があったかどうか論点となる。男性は要介護4で重度の認

第215回

知症であった。そのため、男性本人には責任能力があったとはいえないものの、今回のケースの場合、金属バットが認知症男性の部屋にあり、手の届く場所にあったことは家族にも責任があるとされ、第三者行為災害（業務上）として認定された。

■ 解説 ■

労働災害として認定されるには、「待期間」が3日間なければならない。この待期間は継続していると断続していると問わない。所定労働時間中に負傷した場合はその日から開始される。従って通常は、翌日と翌々日休業をすれば、次の日から休業補償給付は支給される。

例えば、負傷した翌日に出勤したものの、労務不能で療養のために休業したのであれば待期間としてカウントされる。

Aは、自分が休むと管理者不在の日ができてしまい、介護保険法上の配置基準に抵触してしまうため、事故発生当日と翌日は有休消化して通院、その後は勤務していた。しかし、出勤しても具合が悪く、帰宅せざるを得ない日が続いたため、一時的に管理者を交替し休業することになった。このように、通常は管理者業務のみに従事している場合でも、職員の急な休みや緊急対応時には、管理者自身が訪問看護師として利用者宅にサービス提供に向かうことも介護事業所ではよくある。

また、今回のように断続的に休業しても、「労務不能により療養のために休業」していれば労災保険法上の待期間は満了するといえる。

そのほか、第三者行為災害として認定されるには、第三者が被災者に対して「損害賠償の義務」を有していることといった要件がある。



そのうえで、先に第三者が被災者に対し損害補償を行った場合には、政府はその価格の限度で労災保険からの給付は行わず、先に政府が労災保険の給付を行った場合には、その価格の限度で第三者に対する損害賠償請求権を政府が有することになる（政府が取得した第三者に対する損害賠償請求権を行使する行為を「求償」という）。

幸いにも看護師という職業柄、負傷した当日に自分が以前勤務していた病院へ行き、MRI検査を受けるなど、迅速な対応をしていたため、しばらくの間、額に青黒く打撲の跡は残っていたものの、大事には至らなかった。Aの妻も殴られる瞬間を目撃していたため、通院費は払うとの申し入れもあったという。

労働基準監督官からは、「認定されるかどうかは労基署が個別に判断するものであることから、事故が発生した場合には、まずは申請をしてほしい。今回は、大事には至らなかったが、例えば、示談後に後遺症を発症した場合や障害等級に該当する程度の障害を負ってしまった場合などには個人では補償しきれず、被災者にとって労災請求されていたほうが有利な場合もある」などと助言された。